参考資料

令和８年１２月第４回定例会

令和８年大府市議会第４回定例会提出議案一覧表

区　　分	件　　数	
	令和７年１２月	令和８年１２月
１　条　　例	１１	６
⑴　制　　定	１	１
⑵　全部改正	０	０
⑶　一部改正	１０	５
⑷　廃　　止	０	０
２　予　　算	７	２
⑴　一般会計予算	４	２
⑵　特別会計予算	０	０
⑶　企業会計予算	３	０
３　その他の議案	２	４
４　人事案件	２	０
計	２２	１２

令和８年大府市議会第４回定例会提出議案

【報　告】

報告第１１号　　専決処分の報告について（損害賠償）
報告第１２号　　専決処分の報告について（損害賠償）
報告第１３号　　専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

【条　例】

議案第６６号　　おおぶ木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第６７号　　大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第６８号　　大府市使用料条例の一部改正について
議案第６９号　　大府市産業立地促進条例の一部改正について
議案第７０号　　大府市火災予防条例の一部改正について
議案第７１号　　大府市下水道条例の一部改正について

【補正予算】

議案第７２号　　令和８年度大府市一般会計補正予算（第７号）
議案第７３号　　令和８年度大府市一般会計補正予算（第８号）

【その他】

議案第７４号　　指定管理者の指定について
議案第７５号　　指定管理者の指定について
議案第７６号　　指定管理者の指定について
議案第７７号　　指定管理者の指定について

【報　告】

報告第１１号　　専決処分の報告について（損害賠償）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和４６年大府市議決第６１号）について専決処分したので、同条第２項の規定により報告するもの

・損害賠償について

令和８年８月８日東新町五丁目地内の被害者が所有するマンションにおいて、本市の消防職員が救助活動のためベランダに進入したところ、当該職員の足が当該ベランダに設置された雨水管に接触し、当該雨水管を破損させた事故に対し、８２，５００円を賠償したもの

(担当課等)
消防署

報告第１２号　　専決処分の報告について（損害賠償）

報告第１１号と同趣旨

・損害賠償について

令和８年７月２１日江端町四丁目地内の大府市保健センター駐車場において、本市の職員が公用車を運転し、駐車するため車両を後退させたところ、公用車の右後部が、駐車中の被害者が使用する普通自動車に接触し、当該普通自動車の左前部を損傷させた事故に対し、１７９，４１０円を賠償したもの

(担当課等)
健康増進課

報告第１３号　　専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和４８年大府市議決第１０１号）について専決処分したので、同条第２項の規定により報告するもの

・工事請負契約の変更について

外壁補修箇所の増工が生じたため、令和８年第１回臨時会（議案第２９号）において議決を得た工事請負契約（おもちゃ美術館（仮称）整備工事（建築）（週休２日））の変更をしたもの

変更前契約金額　１８７,７２６,０００円
変更後契約金額　１９０,５５９,６００円

(担当課等)
健康未来拠点整備室

【条　例】

議案第６６号　　おおぶ木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法第２４４条の２の規定に基づき、おおぶ木のおもちゃ美術館の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの

(内　容)
・名称　おおぶ木のおもちゃ美術館
・位置　大府市横根町狐山９７番地の３

前文　こどもを中心に誰もが集い、木に親しむ多様な遊びと体験、世代を越えた交流を通じて、こどもの健やかな成長を支え、人と人、人と自然をつなぐ木育の推進施設を設置することを明示した。
第１条　木のおもちゃ美術館の設置目的、名称及び位置について規定した。
第２条　木のおもちゃ美術館に職員を置くことについて規定した。
第３条　木のおもちゃ美術館が行う事業について規定した。
第４条　入館の許可について規定した。
第５条　入館料について規定した。
第６条　入館料の減免について規定した。
第７条　入館料の還付について規定した。
第８条　入館の制限について規定した。
第９条　入館者の義務について規定した。
第１０条　故意又は過失により、施設等が損害を受けた場合の賠償について規定した。
第１１条　この条例に定めるもののほか､必要な事項は､規則で定めることを規定した。

(施行期日)
規則で定める日

(担当課等)
企画広報戦略課

議案第６７号　　大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

いきいきプラザの一部を木のおもちゃ美術館と一体的な施設として改修することに伴い、

条例を改正するもの

（内　容）
・設置目的に絵本を通じたこどもの健やかな成長及び多世代交流の促進を追加
・木のおもちゃ美術館と一体的に利用することに伴う規定の整備
・健康運動室等の利用の許可等に係る規定の整備

（施行期日）
令和９年４月１日

（担当課等）
生涯学習課

議案第６８号　　大府市使用料条例の一部改正について

石ヶ瀬会館、いきいきプラザ及び勤労文化会館の利用時間の変更等に伴い、条例を改正するもの

（内　容）
・石ヶ瀬会館及びいきいきプラザの延長利用の廃止に伴う規定の整備
・いきいきプラザの改修に伴う貸出施設の見直し
・勤労文化会館の利用時間の短縮に伴うホール等の使用料の改定

（施行期日）
令和９年４月１日。ただし、勤労文化会館に係る部分は、同年１０月１日

（担当課等）
生涯学習課、文化交流課、女性活躍推進室

議案第６９号　　大府市産業立地促進条例の一部改正について

大規模投資の促進を通じた地域経済の活性化等を図ることを目的として、新たな奨励措置を講ずるため、条例を改正するもの

（内　容）
・大規模投資促進奨励金の創設
　市長が別に定める地区に、製品の製造等に係る事業で固定資産取得費用（土地を除く。）が１００億円以上である工場等を立地した場合に、固定資産税に相当する額を７年間交付

（施行期日）
令和９年４月１日

（担当課等）
商工業ウェルネスバレー推進課

議案第７０号　　大府市火災予防条例の一部改正について

総務省消防庁の「厨房設備等の基準に関する検討部会」の報告書を踏まえ、条例を改正するもの

（内　容）
・上引き排気ダクト等の適切な管理に係る規定の追加

（施行期日）
令和９年４月１日

（担当課等）
予防課

議案第７１号　　大府市下水道条例の一部改正について

下水道法（昭和３３年法律第７９号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内　容）
・引用条項の改正

（施行期日）
下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日

（担当課等）
水道工務課

【補正予算】

議案第７２号　　令和８年度大府市一般会計補正予算（第７号）

※「第４回定例会補正予算（その１）の概要」参照（８頁）

議案第７３号　　令和８年度大府市一般会計補正予算（第８号）

※「第４回定例会補正予算（その２）の概要」参照（１２頁）

【その他】

議案第７４号　　指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

（内　容）

・公の施設の名称　　大府市勤労文化会館

・指定の相手方　　大府市明成町一丁目３３０番地
大府市文化協会・株式会社ピーアンドピー共同体
代表者　舘　内　三　郎

・指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（１６頁）

（担当課等）

文化交流課

議案第７５号　　指定管理者の指定について

議案第７４号と同趣旨

（内　容）

・公の施設の名称　　大府市民体育館
大府体育センター
大府市屋外スポーツ施設
（横根グラウンド、大府市営テニスコート、横根フットサルコート、横根多目的グラウンド、吉田多目的グラウンド、石ヶ瀬多目的グラウンド、米田多目的グラウンド、スケートパークおおぶ）
大府市民球場

・指定の相手方　　大府市横根町平地１９１番地
大府市スポーツ協会
会長　梶　谷　　修

・指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（２３頁）

（担当課等）
スポーツ振興室

議案第７６号　　指定管理者の指定について

議案第７４号と同趣旨

（内　容）
・公の施設の名称　　大府市立東山こども幸齢者交流センター
・指定の相手方　　大府市北山町一丁目８３番地
特定非営利活動法人みらいっこ
理事長　藤　根　由紀子
・指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（２９頁）

（担当課等）
こども若者支援課

議案第７７号　　指定管理者の指定について

議案第７４号と同趣旨

（内　容）
・公の施設の名称　　大府市石ヶ瀬会館
・指定の相手方　　大府市吉川町六丁目３２番地
ＮＰＯ法人ミューぷらん・おおぶ
理事長　平　井　昭　三
・指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（３６頁）

（担当課等）
女性活躍推進室

議案第７２号関係

第４回定例会補正予算（その１）の概要

１　総　括

第４回定例会に提出する一般会計補正予算（第７号）は、補正予算額が46,522千円の増額で、補正後の予算規模は、46,060,176千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、石ヶ瀬会館整備工事費4,597千円を新たに計上するとともに、知事選挙事務管理事業に係る手数料1,188千円、おもちゃ美術館整備事業に係る消耗品費1,537千円、生活道路等整備促進工事費6,209千円、橋梁修繕負担金9,350千円、小学校施設整備管理事業に係る施設用備品（１件１００万円以上）11,600千円等を増額するものである。

歳入では、県知事選挙委託金1,662千円及び財政調整基金繰入金44,860千円をそれぞれ増額するものである。

債務負担行為においては、おもちゃ美術館整備事業及び補助幹線道路改良事業のほか、「大中ルネッサンス」の推進に向けた整備工事や大府西中学校の給食室の建替えに向けた設計業務に着手するため、中学校施設整備管理事業を新たに設定するものである。

２ 予 算 規 模

（単位 ： 千円、％）

会　計　名	補正前の予算額	補正予算額	計 Ａ	令和7年度12月 補正後予算額 Ｂ	Ａ － Ｂ Ｃ	Ｃ/Ｂ×100
一 般 会 計	46,013,654	46,522	46,060,176	46,120,815	△60,639	△0.1
特 別 会 計	8,955,260	0	8,955,260	8,730,717	224,543	2.6
国民健康保険	7,092,610	0	7,092,610	6,931,933	160,677	2.3
後期高齢者医療	1,862,650	0	1,862,650	1,798,784	63,866	3.6
企 業 会 計	6,055,619	0	6,055,619	6,288,586	△232,967	△3.7
水道事業	2,571,455	0	2,571,455	2,771,616	△200,161	△7.2
下水道事業	3,484,164	0	3,484,164	3,516,970	△32,806	△0.9
合　　計	61,024,533	46,522	61,071,055	61,140,118	△69,063	△0.1

3　一 般 会 計

(1) 歳　入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 説 明	
	千円	千円	千円		千円
16 県支出金	3,522,476	1,662	3,524,138	県知事選挙委託金増額	1,662
19 繰入金	4,504,041	44,860	4,548,901	財政調整基金繰入金増額	44,860
計	46,013,654	46,522	46,060,176		

(2) 歳　出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 説 明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	6,488,772	12,065	6,500,837	庁舎管理事業	
				修繕料増額	1,215
				施設維持管理委託料増額	4,210
				石ヶ瀬会館施設整備事業	
				石ヶ瀬会館整備工事	4,597
				知事選挙事務管理事業	
				手数料増額	1,188
				庁用備品増額	855
3 民生費	19,229,600	1,537	19,231,137	おもちゃ美術館整備事業	
				消耗品費増額	1,537
8 土木費	4,940,757	15,559	4,956,316	道路維持事業	
				生活道路等整備促進工事増額	6,209
				補助幹線道路改良事業	
				橋梁修繕負担金増額	9,350
10 教育費	4,863,634	17,361	4,880,995	小学校施設整備管理事業	
				修繕料増額	228
				施設用備品(1件100万円以上)増額	11,600
				中学校施設整備管理事業	
				修繕料増額	5,533
計	46,013,654	46,522	46,060,176		

(3) 債務負担行為

追加　　(単位:千円)

事　　項	期　　間	限 度 額
おもちゃ美術館整備事業	令和9年度	3,500
補助幹線道路改良事業	令和9年度	3,905
中学校施設整備管理事業	令和9年度	143,318

４ 基金の状況

（単位：千円）

区　　分	令和7年度末残高	今回補正前				今回補正額		
		令和8年度中増減見込額			令和8年度末残高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末残高見込額
		積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金	5,219,048	71,006	914,838	1,485,744	4,719,148		44,860	4,674,288
奨学基金	140,185			6,576	133,609			133,609
減債基金	545,588	4,353			549,941			549,941
緑化基金	148,960			4,394	144,566			144,566
文化振興基金	58,106			13,796	44,310			44,310
国際交流基金	76,887			2,102	74,785			74,785
スポーツ振興基金	54,269			1,786	52,483			52,483
協働のまちづくり推進基金	13,078			1,552	11,526			11,526
公共施設等整備基金	1,732,705	24,575	150,000	409,454	1,497,826			1,497,826
みちづくり基金	907,753	11,067		196,876	721,944			721,944
子ども・子育て応援基金	678,718	9,348		82,114	605,952			605,952
ふるさとおおぶ応援基金	2,867,926	1,626,232		2,200,000	2,294,158			2,294,158
地方創生応援基金	9,101			9,101	0			0
学校給食費無償化基金	807,130	11,511		100,000	718,641			718,641
合　　計	13,259,454	1,758,092	1,064,838	4,513,495	11,568,889	0	44,860	11,524,029

国民健康保険財政調整基金	233,952	931	100,000	70,897	263,986			263,986

※端数処理（四捨五入）の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

議案第７３号関係

第４回定例会補正予算（その２）の概要

１　総　括

第４回定例会に提出する一般会計補正予算（第８号）は、補正予算額が33,150千円の増額で、補正後の予算規模は、46,093,326千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、特別障害者手当等2,668千円、介護保険施設整備費補助金3,956千円、介護予防教室事業所委託料531千円、プレコンセプションケア健診委託料3,300千円、中心市街地整備工事費19,355千円等を増額するものである。

歳入では、特別障害者等給付費負担金2,026千円、介護施設等整備事業費補助金3,956千円及び財政調整基金繰入金27,201千円をそれぞれ増額するとともに、特別障害者等給付費補助金33千円を減額するものである。

債務負担行為においては、小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業を新たに設定するものである。

２ 予 算 規 模

（単位 ： 千円、％）

会　計　名	補正前の予算額	補正予算額	計 Ａ	令和7年度12月 補正後予算額 Ｂ	Ａ － Ｂ Ｃ	Ｃ/Ｂ×100
一 般 会 計	46,060,176	33,150	46,093,326	46,120,815	△27,489	△0.1
特 別 会 計	8,955,260	0	8,955,260	8,730,717	224,543	2.6
国民健康保険	7,092,610	0	7,092,610	6,931,933	160,677	2.3
後期高齢者医療	1,862,650	0	1,862,650	1,798,784	63,866	3.6
企 業 会 計	6,055,619	0	6,055,619	6,288,586	△232,967	△3.7
水道事業	2,571,455	0	2,571,455	2,771,616	△200,161	△7.2
下水道事業	3,484,164	0	3,484,164	3,516,970	△32,806	△0.9
合　　計	61,071,055	33,150	61,104,205	61,140,118	△35,913	△0.1

3　一 般 会 計

(1) 歳　入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 説 明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	7,075,205	2,026	7,077,231	特別障害者等給付費負担金増額	2,026
16 県支出金	3,524,138	3,923	3,528,061	特別障害者等給付費補助金減額	△33
				介護施設等整備事業費補助金増額	3,956
19 繰入金	4,548,901	27,201	4,576,102	財政調整基金繰入金増額	27,201
計	46,060,176	33,150	46,093,326		

(2) 歳　出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 説 明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	6,500,837	3,340	6,504,177	庁舎管理事業	
				消耗品費増額	128
				庁用備品増額	3,212
3 民生費	19,231,137	6,624	19,237,761	福祉手当支給事業	
				特別障害者手当等増額	2,668
				高齢者福祉施設整備事業	
				介護保険施設整備費補助金増額	3,956
4 衛生費	4,234,767	3,831	4,238,598	介護予防事業	
				介護予防教室事業所委託料増額	531
				母子保健指導事業	
				プレコンセプションケア健診委託料増額	3,300
8 土木費	4,956,316	19,355	4,975,671	市街地整備事業	
				中心市街地整備工事増額	19,355
計	46,060,176	33,150	46,093,326		

(3) 債務負担行為

追加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額
小学校教育振興事業	令和9年度	6,866
中学校教育振興事業	令和9年度	8,149

４　基金の状況

（単位：千円）

区　　分	令和7年度末残高	今回補正前				今回補正額		
		令和8年度中増減見込額			令和8年度末残高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末残高見込額
		積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金	5,219,048	71,006	914,838	1,530,604	4,674,288		27,201	4,647,087
奨学基金	140,185			6,576	133,609			133,609
減債基金	545,588	4,353			549,941			549,941
緑化基金	148,960			4,394	144,566			144,566
文化振興基金	58,106			13,796	44,310			44,310
国際交流基金	76,887			2,102	74,785			74,785
スポーツ振興基金	54,269			1,786	52,483			52,483
協働のまちづくり推進基金	13,078			1,552	11,526			11,526
公共施設等整備基金	1,732,705	24,575	150,000	409,454	1,497,826			1,497,826
みちづくり基金	907,753	11,067		196,876	721,944			721,944
子ども・子育て応援基金	678,718	9,348		82,114	605,952			605,952
ふるさとおおぶ応援基金	2,867,926	1,626,232		2,200,000	2,294,158			2,294,158
地方創生応援基金	9,101			9,101	0			0
学校給食費無償化基金	807,130	11,511		100,000	718,641			718,641
合　　計	13,259,454	1,758,092	1,064,838	4,558,355	11,524,029	0	27,201	11,496,828

国民健康保険財政調整基金	233,952	931	100,000	70,897	263,986			263,986

※端数処理（四捨五入）の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

議案第７４号関係

大府市文化協会・株式会社ピーアンドピー共同体の概要

団体の名称	大府市文化協会・株式会社ピーアンドピー共同体
所在地	大府市明成町一丁目３３０番地
代表者	大府市文化協会　会長　舘内　三郎
設立年月日	平成２３年7月２１日
設立目的	大府市文化協会と株式会社ピーアンドピーが、大府市勤労文化会館の指定管理者として共同体を組織し、共同で施設の効率的な運営と住民サービスの向上を図ることを目的とする。
活動（事業）の種類	次の事業を行う。 １　大府市文化協会が行う事業 （１）施設の利用に関する業務 （２）使用料等の収受に関する業務 （３）施設及び設備の維持管理に関する業務のうち、舞台設備管理業務及び舞台音響設備、舞台機構、舞台照明設備等に関する保守点検業務を除く業務 （４）施設の清掃に関する業務 （５）夜間及び休業日における警備に関する業務 （６）駐車場及び駐輪場の管理業務 （７）文化情報及び会館情報の発信 （８）おおぶ文化交流の杜との連携 （９）その他株式会社ピーアンドピーの担当業務以外の業務 ２　株式会社ピーアンドピーが行う事業 （１）舞台設備管理業務 （２）舞台音響設備、舞台機構、舞台照明設備等に関する保守点検業務 （３）文化事業の実施 （４）提案事業の実施（※大府市文化協会も実施する場合あり）
役員及び職員	１　大府市文化協会 （１）会長１名、代表理事１名、理事６名、監事２名 （２）事務局長１名、事務局長補佐２名 （３）受付及び施設対応者１４名、庶務及び財務担当１名 ２　株式会社ピーアンドピー （１）支社長１名 （２）舞台総括責任者、舞台総括（当日チーフ）、舞台担当（当日スタッフ）、事業担当　計５名 （３）保守点検担当（若干名・兼務）

大府市勤労文化会館の
管理運営に関する
事　業　計　画　書（抜粋）

１．指定管理期間内の施設の管理運営の方針

私たちは、文化を「人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするもの」と考えています。家庭や地域ではぐくまれる思いやりの心は、文化を大切にする環境の中でこそ培われます。そして、地域の文化とは、その土地の歴史や風土、そこに暮らす人々の営みが育み、脈々と受け継がれてきた「地域の個性」そのものです。

大府市勤労文化会館の管理運営に当たり、大府市文化芸術振興指針２０３０（以下「指針２０３０」）に掲げられている４つの基本理念「市民が主役」、「こころの豊かさを育む」、「まちの中へ広がっていく」、「文化芸術の好循環をつくる」の下、「つながる　ひろがる　胸を打つ　笑顔はじける　おおぶの文化」の標語に込められた思いを大切に、「市民が主役」を第一に、市及びおおぶ文化交流の杜との連携を主軸として、観光、まちづくり、国際交流、福祉等の分野とも有機的な連携を図りながら、市民文化の振興に寄与してまいるとともに、市民の皆様一人ひとりの心の豊かさを高め、大府らしさの感じられる、文化の薫り高いまちづくりに貢献してまいります。

２．住民が平等に施設を利用するための基本的な考え方

（１）平等利用について

大府市勤労文化会館が、誰でも自由に利用できる開かれた施設として、市民の皆様をはじめ全ての利用者様（以下「利用者様」）から愛され親しまれる施設であり続けるためには、誰に対しても常に平等に利用機会を提供し、人それぞれに公平に対応することが管理運営の基本であると考えています。

このような管理運営を行うに当たり、適用される関係法令等を遵守した安全管理及び衛生管理の徹底を図ることはもとより、常に利用者様が安心してかつ快適に施設を利用していただくために、管理運営に携わる職員の人材育成と、それを担保する組織運営体制が重要であると考えています。中でも、職員全員が管理運営の基本となる知識と技能を共有するとともに、資質の向上に努めることが最も重要と考え、次のような管理運営を行ってまいります。

①施設が公の施設であることを念頭に置き、特定の個人や団体及びグループに対して有利あるいは不利となるような取扱いはいたしません。

②一般の方々はもとより、高齢の方、障がいのある方、妊産婦や小さなお子さんなど、全ての利用者様に気持ちよく施設を利用していただけるよう、施設等の維持と改善に努め、早急な改善が難しい課題には、心を込めた人による対応で接してまいります。

③サービス水準の維持及び向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供ができるよう、ナレッジマネジメントの活用を図り、施設利用の基準や方針、機器の取扱手順等を可能な限り可視化するとともに、研修等による職員の資質の向上を図ってまいります。

④様々なモニタリングから得る満足度や利用の状況等の数値化したデータと、御意見箱やお問い合わせメール等でいただく利用者様からの御意見や御提案を管理運営に反映させてまいります。

（２）適格性の確保について

大府市文化協会は平成１８年の指定管理業務受託に合わせて、文化協会組織の中に担当部門としての会館事務局を設け、その後も適正な管理体制を目指して様々な整備を行い現在に至っています。また、第３期の指定管理業務受託に当たり、株式会社ピーアンドピーと共同体を組織して以来、相互に連携して大府市勤労文化会館の管理運営に携わっています。

当共同体は、効率的な運営と利用者様へのサービス向上という目的を達成するために、定期的に運営委員会とその下部組織である連絡会議を開催し、指定管理業務の遂行に関する事項について協議を行っています。

これまで培ってきた経験とノウハウを十分に活用しながら、更に、職員の資質の向上を図り、

業務執行体制の適正な管理の下で、平等で公平な施設の管理運営を行ってまいります。

質の高い施設の管理運営を実施するに当たり、必要かつ適正な業務執行体制を確立するため、労働基準法等の関係法令等に基づき、管理運営を適正かつ効率的に行うための業務形態に合った職員を配置してまいります。職員の勤務体制については、利用者様の要望に的確に応えつつ、施設の管理運営に支障がないように、必要な職種を過不足なく編成してまいります。

３．施設の効果（設置目的）を効果的に達成するための考え方

（1）設置目的及び運営の方向性との適合性について

大府市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例では、勤労者の福祉の増進及び市民文化の振興を図ることが設置目的とされております。そして指針２０３０では「市民が主役」、「こころの豊かさを育む」、「まちの中へ広がっていく」、「文化芸術の好循環をつくる」ことが基本理念とされています。施設の管理運営に当たっては、この指針２０３０に沿って市民本位で行い、市民の皆様が文化に関心を持つきっかけとなる事業や、文化への理解を深める機会を提供できるよう事業を展開してまいります。

（2）サービス向上の方策について

サービス向上の基本は利用者様のニーズを正しく把握し、それを実践できる人材の確保及び育成であると考えています。

窓口や電話、ＨＰからのメール等による要望や苦情の把握以外に、様々な方法でモニタリングを実施するとともに、大府市ユニバーサルデザイン基本方針や多文化共生プラン等の考え方にも沿った施設環境づくりや施設運営を行ってまいります。また、行動基準や管理運営方法等を可能な限り可視化した各種マニュアルを基に研修等を行い、利用者様の立場に立ったサービスの提供を実践してまいります。

事業の実施に当たっては、お客様を迎える感謝の気持ちを表すために、ロビーを、季節感があり、あたたかみを感じられ、ほっと一息つける空間となるよう装飾してまいります。文化事業に関しては、過去の実績及びアンケート調査で収集してきた利用者様のニーズを分析して活用してまいります。従来の事業は更にレベルアップを図りつつ、引き続き継続しながら幅広い利用者層を獲得するために、提案事業（鈴木政吉記念音楽祭、くちなし寄席、ロビーコンサート等）を積極的に行ってまいります。また、大府らしさを感じられる文化事業にも積極的に取り組んでまいります。

（3）収支計画について

指定管理委託料及び入場料収入等を計画的に予算化し、適正で効率的な執行を行ってまいります。一層の利用者サービス向上のため、施設の修繕や備品整備に関しては、故障等があった場合には早急な原状復帰と原因解明を行うことはもとより、予防的修繕等も積極的に実施し、利用者様の安全安心を第一として、市と協議しながら施設の長寿命化に努めてまいります。

また、剰余金が生じた場合は、大府市文化協会の事業活動として趣味の入門講座等を開催し、市民に還元するとともに、指針２０３０の基本理念に沿って市民文化の底辺拡大を図ってまいります。

（4）施設管理について

利用者様の安全安心を第一としたうえで、施設及び設備等のライフサイクルコストの縮減を念頭に置き、常に長期修繕計画を見直し適切な維持管理を行ってまいります。

施設維持管理に必要な専門的業務については業者に委託してまいります。委託するに当たり、入札を原則とした市の契約方針を参考に、市内業者の活用による地域経済の活性化を考慮しながら適切な委託を実施し、施設の長寿命化に努めます。また、大府市環境マネジメントシステムの趣旨に沿って、施設管理を行ってまいります。

（5）安全対策（リスクマネジメント）について

大府市勤労文化会館の安全対策（リスクマネジメント）は、利用者様が文化芸術を満喫し、あるいは健康増進に汗を流し、あるいは宿泊するなど、それぞれの利用目的を気持ちよく達成するために必要です。確実な安全対策を行うために、マニュアルの整備や見直しと職員への日常業務及び研修を通じた知識の周知や技能の獲得を行ってまいります。

また、これまでにない新たなリスクへも適切に対応するため、必要となる知識の習得と資機材の確保をしてまいります。

その他、自主事業の中止に伴うリスクや施設の事故等の事情による事業中止に伴う損失の発生など、文化事業を実施する施設運営には施設特有のリスクが存在するため、そのようなリスクに備えて、指定管理者独自に総合的な保険に加入いたします。

（6）研修計画について

確実な安全対策を行う上で、職員に起因する事故等が発生することがないよう、職員が施設の運営管理に必要となる知識や技能を身に付ける必要があります。

基本的な知識や心構えを持った職員の獲得に努めるとともに、採用後も接遇意識と技術の向上、モチベーションの維持、様々な知識の上積みなどのほか、新たな課題にも適切に対応できるよう、計画的な研修及び実習に積極的に取り組んでまいります。

４．業務の実施に関する計画についての考え方

（1）物的能力について

現在まで、常に効率的な管理運営を徹底し、業務の合理化・効率化により捻出した資金を主に施設修繕や備品更新など施設の延命化や利用者サービスに重点を置いて支出するとともに、剰余金については、大府市文化協会の自主事業を開催し、市民の皆様に還元を行っています。

また、イベント開催に当たっては、一人でも多くの皆様に参画していただくために、大府市文化協会の約１，０００名の会員による文化に対する発信力や動員力が大いに発揮されます。特に市民の皆様が文化に関心を持つきっかけや、文化への理解を深める機会の提供には文化協会ならではの実績と組織力（ネットワーク）により大きな効果を挙げることができます。

（2）人的能力について

大府市文化協会は５期２１年、また株式会社ピーアンドピーとの共同体としては３期１５年にわたり、大府市勤労文化会館の指定管理者として業務を受託しており、これまで蓄積してきたノウハウやデータを活用して、管理運営を行ってまいります。

基本的な管理事務につきましては、元大府市役所職員等を中心として組織する会館事務局が、市と緊密に連携して事務処理を行います。

文化事業につきましては、株式会社ピーアンドピー社員を専任担当者として配置し、大府市の文化事業の推進の一翼を担ってまいります。また、おおぶ文化交流の杜と、特徴の異なる互いの施設を補完し合う事業の展開やチケット販売の相互協力等のほか、共通の課題等を解決するために市を交えて連絡会議を実施し、事業内容の調整を行うなど友好関係を構築しており、今後も良きパートナーとして連携し、市民の皆様の文化活動の促進を両施設で支えてまいります。

愛知県公立文化施設協議会にも加入しており、毎年開催されるセミナーや総会において、リスクマネジメントや管理運営など施設が抱える共通の課題について情報交換しています。今後も積極的に協議会に参加して他の公立文化施設との連携を図ってまいります。

構成企業の株式会社ピーアンドピーは指定管理者協会に加入しており、毎年の公共施設マネジャー講習会参加等により、指定管理者制度の知識習得や能力、経験及び資質の向上による施設運営サービスの向上、人材育成意識の啓発に取り組んでおります。

（3）類似施設の管理実績について

大府市文化協会・株式会社ピーアンドピー共同体は、大府市勤労文化会館の管理運営を目的として設置された団体であるため、他の施設の管理は行っておりませんが、構成企業である株式会社ピーアンドピーには以下の実績がございます。

※指定管理業務：蒲郡市民会館（代表企業）、浜松市雄踏文化センター（構成企業）、津島市文化会館（構成企業）、大府市勤労文化会館（構成企業）、知多市勤労文化会館（構成企業）、岡崎市シビックセンター（構成企業）、一宮市民会館（構成企業）、尾西市民会館（構成企業）、木曽川文化会館（構成企業）、アイプラザ一宮（構成企業）、刈谷市総合文化センターアイリス

※舞台管理委託業務：江南市民文化会館、日進市民会館、東郷町民会館、イーストプラザいこまい館、おおぶ文化交流の杜、常滑市文化会館、半田市福祉文化会館、アイプラザ半田、碧南市文化会館、安城市民会館、安城市文化センター、岡崎市せきれいホール、甲山会館、幸田町民会館、豊川市文化会館、昭島市民会館、江東区文化センター、北区滝野川会館、台東区生涯学習センター（ミレニアムホール）、練馬区立生涯学習センター、三ヶ日文化ホール、佐久間歴史と民話の郷会館、松戸市民会館、松戸市文化会館（森のホール２１）、松戸市民劇場、勝浦市芸術文化交流センター（キュステ）、足立区役所庁舎ホール、茨城県立県民文化センター

５．職員配置について

（１）職員の体制について（役職、資格、人数等）

会館理事１０名程度、事務局長１名、局長補佐２名

（２）勤務体制について

受付及び施設対応者１４名、庶務及び財務担当者１名、舞台総括及び舞台担当４名、事業担当１名

大府市勤労文化会館審査結果

※満点500点/基準点300点（6割）

	審 査 基 準	配点	基準点	評価点 大府市文化協会・株式会社ピーアンドピー共同体
1	利用者の平等利用が確保されること。			
	(1) 平等利用及び適格性の確保	25	15	25
	① 申込方法等について市民の平等利用が図られているか。			
	② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。			
	③ 指定管理者応募者に市長、議員その他特別職の家族等が役員等となっていないか。			
	小計	25	15	25
2	指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。			
	(1) 設置目的及び運営の方向性との適合性	50	30	36
	① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。			
	② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。			
	③ 事業計画は、目標（指標）が達成できると見込まれるものであるか。			
	(2) サービス向上	50	30	34
	① 施設の利用促進、利用者の増加に向けた事業計画であるか。			
	② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。			
	③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。			
	④ 事業の提案内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。			
	⑤ 文化振興へ寄与する提案事業や自主事業を開催することができるか。			
	(3) 収支計画	50	30	32
	① 収入及び支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算の根拠及び方法は適当であるか。			
	② 事業計画との整合性は図られているか。			
	③ 事業計画を実行するための必要な経費が全て計上されているか。			
	(4) 施設管理	50	30	42
	① 管理区域、業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。			
	② 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。			
	③ 省エネや環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。			
	④ 障がい者、子ども及び高齢者の利用への配慮はされているか。			
	(5) 安全対策（リスクマネジメント）	50	30	38
	① 利用者の安全対策は適切に示されているか。			
	② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持、情報公開への取組は適切に示されているか。			
	(6) 研修計画	50	30	34
	① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。			
	② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持についての研修が確保されているか。			
	小計	300	180	216
3.	指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。			
	(1) 物的能力	50	30	50
	① 団体の経営状況は良好か。（過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。）			
	② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。			
	③ 必要な資機材を確保しているか、または確保できる見込みがあるか。			
	(2) 人的能力	50	30	50
	① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。			
	② 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。			
	③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業を取り組む体制があるか。			
	(3) 類似施設の管理実績	25	15	25
	① 類似施設の管理実績があるか。			
	小計	125	75	125
4.	その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。			
	(1) 見積金額	25	15	15
	① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。			
	② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。			
	(2) 事業所の所在地	25	15	25
	① 経営主体が大府市内もしくは近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下のもと指導できる体制か。			
	小計	50	30	40
	合計	500	300	406

議案第７５号関係

大府市スポーツ協会の概要

団体の名称	大府市スポーツ協会
所在地	大府市横根町平地１９１番地
代表者	会長　梶谷　修
設立年月日	昭和３３年４月１日
設立目的	「大府市スポーツ推進計画」と「大府市スポーツ協会指針」に基づき、体育・スポーツ等の普及振興・市民の体力向上及び心と体の健康増進に寄与することを目的とする。
活動（事業）の種類	次の事業を行う。 （１）体育・スポーツ及びレクリエーション活動の指導奨励 （２）各種スポーツ大会及び講習会等の開催 （３）スポーツ活動と体育的活動の連携と発展 （４）スポーツ施設の管理運営
役員及び職員	１　会長１名、副会長３名、理事長１名、副理事長１名、常任理事４名、理事１３名、監事２名、評議員１７名 ２　事務局長１名、事務局長補佐２名 ３　事務職員２８名、パート職員２名、トレーニング指導員１名

大府市スポーツ施設の
管理運営に関する
事　業　計　画　書（抜粋）

１　指定管理施設の概要

（１）大府市民体育館　　大府市横根町平地１９１番地

（２）大府体育センター　大府市長草町車池１６番地の２１

（３）大府市屋外スポーツ施設

横根グラウンド	大府市横根町平地１番地の３
大府市営テニスコート	大府市長草町車池１６番地の２４
横根フットサルコート	大府市横根町平地２６９番地
横根多目的グラウンド	大府市横根町平地２１１番地
吉田多目的グラウンド	大府市吉川町三丁目１６７番地
石ヶ瀬多目的グラウンド	大府市森岡町二丁目５８番地
米田多目的グラウンド	大府市米田町五丁目１８番地
スケートパークおおぶ	大府市大東町四丁目２番地

（４）大府市民球場　　大府市横根町箕手９８番地

２　スポーツ施設の管理運営方針

スポーツ施設は、スポーツ、レクリエーション等の普及・振興及びスポーツコミュニケーションの推進を図る場であり、市民の体力と心身の健康の増進及び福祉の増進を目的に利用者へのサービスの向上に努めます。

３　住民が平等に施設を利用するための基本的な考え方

利用者の声に耳を傾け、大府市全体の施設利用状況を把握しながら、偏りがなく、既存利用団体と新規利用団体が互いに理解し合って利用できる環境づくりに努めます。

４　施設の効果（設置目的）を効果的に達成するための考え方

（１）設置目的及び運営の方向性との適合性について

①スポーツ施設は、スポーツ、レクリエーション等の普及・振興を図り、市民と中小企業に雇用される勤労者の体力と心身の健康及び福祉の増進に寄与するため設置された公の施設であることを常に念頭に置き、利用者の利用満足度を最大限の目標とし、決められたルールにのっとりサービスを提供します。

②スポーツ施設の効率的かつ効果的な運営を実施するとともに、適切な維持管理により施設利用者の安心・安全を図るため、「アンケート調査」「チェックシート」「ご意見箱」等により、多角的に収集した意見、要望を施設管理に生かすことで、きめ細かな利用者サービスを提供します。

③スケートパークおおぶ及び大府市民球場の特性を生かし、利用促進及び施設の魅力向上につながる事業を提案し、施設の有効活用を図ります。

（２）サービス向上の方策について

①利用者の目線で、利用したいと思える施設にします。利用機会の増加を図るために現状の利用時間帯区分（午前・午後・夜間）について、利用者の意見を聞き、より利用者が楽しんでスポーツができる内容を提案・検討します。

②利用団体登録、受付事務、使用料徴収、備品貸出管理事務について、迅速に対応します。また、トレーニング利用者への指導は定期的にインストラクターを配置します。

③利用時のチェックシート及び毎年行うアンケート並びにご意見箱を設置し、利用者の要望を把握し、その内容に基づいたサービスの提供に努めます。

④第６次大府市総合計画及び大府市スポーツ推進計画の中で取り上げている「生涯スポーツの推進」や「子どもの体力向上」を念頭に置き、全ての人がライフステージに合わせて生涯にわたりスポーツを楽しんでいただける機会を充実させるため、スポーツ教室を無料で行う提案事業を計画・実施します。
　また、スポーツ体験会を開催し、市民の方に各種スポーツを体験していただくことで、スポーツの普及・振興に寄与します。

⑤大府シティ健康マラソン大会及び愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会においても、市と緊密に連携し、引き続き主体的に取り組みます。

（３）収支計画について
　老朽化施設において、安心安全に利用していただくことを考慮し、修繕費について効率的かつ効果的な予算執行に努めます。また、大府市環境マネジメントシステムの実施により光熱水費の低減化に努めます。

（４）施設管理について
　職員体制や業務範囲について、適切に実施します。また、大会等の繁忙期において臨時職員を配置します。
　毎日、市民体育館周りの点検とゴミ拾いを行い、周辺環境の美化に努めます。

（５）安全対策（リスクマネジメント）について
　毎日、消防計画に定められた避難誘導灯を確認します。避難経路図も館内に掲示し、非常時に利用者を安全に誘導します。

（６）研修計画について
　事業の実施に関する知識・技能・接遇などについて、施設を適切に運営するため、外部研修・ＯＪＴを活用して、新人職員研修（採用時）、職員接遇研修、インターネット受付システム研修及び環境マネジメント研修を実施します。また、接遇等について、チェックシートにより面談を実施します。

５　業務の実施に関する計画についての考え方
（１）物的能力について
　継続して指定管理業務を請け負っており、事務局で必要な資器材をスポーツ協会競技部で確保しており、今後も引き続き確保できます。

（２）人的能力について

①管理を的確に実施するための人的能力を有しています。外部研修等を活用して更なるステップアップを目指します。人員について、大府シティ健康マラソン大会及び愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会業務等の繁忙期に増員します。また、各競技部からも応援していく体制です。

②現在、継続して指定管理業務を請け負っているため、知識と経験を有した職員を配置・育成しており、今後においても業務の充実を図ります。

③現在においても、市や関係団体と緊密に連携しており、業務を取り組む体制になっています。定期的に市との会議を持ち、情報交換に努めます。

④平成１８年度から令和８年度まで施設管理を受託しており、指定管理者としての実績とノウハウの蓄積があります。

⑤「正確」「迅速」「親切」「感じよく」のスローガンのもと、スポーツ施設利用者との良好な関係性を構築しています。

⑥指定管理者とスポーツ協会競技団体との協働により、スポーツ施設の管理運営のみならず、大府シティ健康マラソン大会や愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会等の大会や事業が適切に実施できています。

（３）類似施設の管理実績について

平成１８年度～　令和８年度　大府市体育（スポーツ）施設　指定管理者

６　職員配置について

（１）職員の体制について（役職、資格、人数等）

①会長１名、副会長３名、理事長１名、副理事長１名、常任理事４名、理事１３名、監事２名、評議員１７名

②事務局長１名、事務局長補佐２名

③事務職員２８名、パート職員２名、トレーニング指導員１名

（２）勤務体制について

市民体育館　　午前及び午後は５名程度、夕方から夜間までは３名程度

体育センター　　午前及び午後は２名程度、夕方から夜間までは１名程度

大府市スポーツ施設　審査結果

※満点500点／基準点300点（6割）

	審査基準	評点	基準点	評価点 大府市 スポーツ協会
1	利用者の平等利用が確保されること。			
	（1）平等利用及び適格性の確保	25	15	25
	① 申込方法等について市民の平等利用が図られているか。			
	② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。			
	③ 指定管理者応募者に市長、議員その他特別職の家族等が役員等となっていないか。			
	小計	25	15	25
2	指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。			
	（1）設置目的及び運営の方向性との適合性	25	15	19
	① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。			
	② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。			
	③ 事業計画は、成果指標が達成できると見込まれるものであるか。			
	（2）サービス向上	125	75	95
	① 施設の利用促進、利用者の増加に向けた事業計画であるか。			
	② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。			
	③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。			
	④ 施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。			
	⑤ 地域のスポーツ団体等との連携による、施設の利用促進や地域スポーツの活性化を図る事業計画であるか。			
	⑥ 大府シティ健康マラソン大会及び愛知県市町村対抗駅伝競走大会の業務について、市と緊密に連携し、主体的に取り組む体制があるか。			
	（3）収支計画	25	15	20
	① 収入・支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算根拠や方法は適当であるか。			
	② 事業計画との整合性は図られているか。			
	③ 事業計画を実行するための、必要な経費がすべて計上されているか。			
	（4）施設管理	25	15	21
	① 管理区域、業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。			
	② 管理業務を行うため、必要な職員体制（現場責任者・指揮系統等）や配置人員（有資格者の配置、人数等）は適切であるか。			
	③ 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。			
	④ 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。			
	⑤ 障がい者、子ども、高齢者の立場で利用への配慮はされているか。			
	（5）安全対策（リスクマネジメント）	50	30	42
	① 利用者の安全対策は適切に示されているか。			
	② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持、情報公開への取組は適切に示されているか。			
	（6）研修計画	50	30	40
	① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。			
	② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持についての研修が確保されているか。			
	小計	300	180	237
3	指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。			
	（1）物的能力	50	30	30
	① 団体の経営状況は良好か。（過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。）			
	② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。			
	③ 必要な資機材を確保しているか、または確保できる見込みがあるか。			
	（2）人的能力	50	30	40
	① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。			
	② 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。			
	③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業を取り組む体制があるか。			
	（3）類似施設の管理実績	25	15	25
	① 類似施設の管理実績があるか。			
	小計	125	75	95
4	その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。			
	（1）見積金額	25	15	15
	① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。			
	② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。			
	（2）事業所の所在地	25	15	25
	① 経営主体が大府市内もしくは近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下のもと指導できる体制か。			
	小計	50	30	40
	合計	500	300	397

議案第７６号関係

特定非営利活動法人みらいっこの概要

団体の名称	特定非営利活動法人みらいっこ
所在地	大府市北山町一丁目８３番地
代表者	理事長　藤根　由紀子
設立年月日	平成２０年８月６日
設立目的	子どもを育てていく中で、心身的に閉じこもりにならないように、地域や行政を通して広く市民の方々に対して親子のコミュニケーションを図れる交流の場を提供するとともに、子どもの成長過程において社会生活・集団生活に適応できないという問題の改善や解決を図り、親の意識改革と心豊かな子育てを行うことのできる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
活動（事業）の種類	次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 １　子どもの健全育成を図る活動 ２　まちづくりの推進を図る活動 ３　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ４　保健、医療又は福祉の増進を図る活動 次の事業を行う。 １　子育て支援事業 ２　生涯学習事業 ３　多目的交流事業 ４　音楽療法事業 ５　家事代行事業 ６　その他目的を達成するために必要な事業
役員及び職員	１　理事　　４名（うち理事長１名、副理事長１名） ２　監事　　２名 ３　職員　２１名

大府市立東山こども幸齢者交流センターの
管理運営に関する
事　業　計　画　書（抜粋）

１．指定管理期間内の施設の管理運営の方針

（１）管理運営の方針

①全世代型の施設利用推進と世代間交流の充実

こどもから大人まで全ての人が地域の中で健やかに成長でき、子育て家庭や高齢者家庭が孤立せず安心して生活する喜びを実感できる環境や幸福に暮らせる基盤を確立する。交流のきっかけづくりや協働事業の提供をすることで世代間交流の充実につながると考え、次世代を担うこどもの育ちと健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりを目指す。

②生涯学習を通じて地域の助け合い、支え合いの体制づくり

心も体も健康で暮らせる人生を一緒に歩んでいくために、豊かな創造的思想を育てていく。みんなが平等に笑顔で毎日暮らせるようなきっかけを作り、個人の活動から地域の活動へ移行するように促し、より地域力の高い施設を目指す。

③ＳＤＧｓの理念の融合（１７の持続可能な開発目標）

地球温暖化が進む中、未来を見据え、こどもたちのこれからのために今からできることを一緒に考え、持続可能な地域社会の形成に取り組む。学校教育現場で取り入れられているＳＤＧｓの理念との融合、持続可能な社会の実現に向けて、地域課題を解決する。ライフスタイルや就労形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携し、コミュニティの活性化を目指す。

（２）管理運営の目標

従来のサービス水準を維持しつつ、安心安全な活動ができ、感染予防対策に十分配慮し、「健康都市おおぶ」として地域に愛される施設・誰もがいつでも利用できる施設を目指すとともに、未来あるこどもたちに多くの事を残し、継承していける施設をつくるため、以下のことを目標とする。

①ふれあいと思いやりから生まれる心のバリアフリー精神を育て、みんなが平等に活動出来るようにサポートする。地域の相互援助活動を確立し、世代交流から生まれる地域家族愛により、市民が健康で心豊かに幸福な生活を送れるようにする。

②日頃から来館者とのコミュニケーションを大切にし、施設内で危険がないか職員が見回ることで、安心できる施設を目標に運営する。不安や悩みを抱える方、ネグレクト家庭や貧困家庭を見逃さない・取りこぼさないよう、救済事業にも力を入れていく。個人情報の重要性を全職員が把握し、個人情報管理・秘密保持等を徹底し、来館者から知り得た情報の管理を厳重に行う。緊急時や災害時に備え、施設内の備品や書類（来館者名簿・相談記録等）を厳重に管理・保管する。

③大府市の宝であるこども達が地域の大人達から、また地域の大人達がこども達から学び、お互いに関わり合うことで、地域愛や福祉の心を育てる。

２．住民が平等に施設を利用するための基本的な考え方

公共の施設における平等利用を確保するための方針及び取り組み項目を明確化する。平等利用の基本的な考え方については、地方自治法第２４４条第３項をもとに、施設を有効に誰でも利用できるように、不当な差別的取扱いに該当する恐れのある行為等を発生させないように組織として対応する。利用者からの聞き取りや、企画段階でのマーケティングも行う。こども幸齢者交流センター専用ウェブサイトを開設し、年間計画表やセンターだより・ふれあいだより等を職員が作成し、誰もが手にとって情報共有できるようにする。

３．施設の効果（設置目的）を効果的に達成するための考え方

（１）設置目的及び運営の方向性との適合性について

こども及び高齢者が一緒に共有できる時間を過ごすことが有効であると考え、健康推進・体力増進活動や文化芸術体験を通じ、こども及び高齢者が幅広く世代間交流できる場を提供し、第２次大府市地域福祉計画の基本理念である「みんな笑顔で　ともに支え合うまち　おおぶ」の実現に注力する。

（２）サービス向上の方策について

①必須事業に関する提案及び創意工夫について

・バイオリンの音色や音楽を楽しめるよう、地域の音楽家や海外アーティストを招いたサロンライブ等を実施

②提案事業について

・多世代型運営のサロン事業（こどもミーティングカフェ）
・音楽体験（バイオリンその他の楽器など）音楽事業
・健康マージャンまなび事業
・子ども会支援事業
・防災ジュニアリーダー育成事業

（３）収支計画について

・指定管理料の適正な使用
・効率的に管理事業を行い、経費の縮減に取り組む。
・管理運営及び事業に係る経費は、市からの指定管理料（予算の範囲内）をもって充当する。

（４）施設管理について

①安全性への配慮

・感染症予防対策の実施
・毎日点検確認を行うために、現場責任者を決め、安全管理に係る職員体制を整える。

②施設の維持管理

・日々の施設維持管理を実施し、利用者や地域住民に迷惑がかからないように最善を尽くす。
・建物、工作物等の軽微な修繕を実施
・所有備品は、市と協議し、承諾を得た場合に設置

（５）安全対策（リスクマネジメント）について

・施設管理責任者、館長等をメンバーとする危機管理体制の構築
・事故防止のため、職員教育及び施設点検を徹底
・緊急連絡網の整備
・施設内への火気及び酒類の持込みを禁止
・施設利用の安全に関することを分かりやすく掲示
・地震・火災・不審者避難訓練を年間１２回以上実施
・不審者対応マニュアルを整備
・災害その他の理由により、施設の利用を制限する必要がある場合は、市との協議により実施
・災害時における利用者の安全確保及び事業への影響を最小化するための危機管理の実施
・個人情報の取扱いの徹底

（６）研修計画について

・ＯＪＴを積極的に実施
・市職員と同等の研修機会を確保
・人材育成・能力向上研修の実施
・管理職員のマネジメント力向上研修の実施
・事務処理能力・市民対応力向上研修の実施
・政策課題対応力・政策立案力向上研修の実施
・女性・障がい者活躍を推進するための研修実施
・ハラスメント防止研修の実施

４．業務の実施に関する計画についての考え方

（１）物的能力について

運営管理は指定管理料の範囲内で対応

（２）人的能力について

・法令・仕様書に基づく人員配置
・法令を遵守した働きやすい職場づくり
・館長：保育士、社会福祉士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭のいずれかの資格を持ち、その実務経験が通算して５年以上ある常勤の従業者
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３８条第２項各号に定める児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の要件を満たす従業者の配置
・開館時間中は常に２名が勤務（ただし、昼休憩中は１名以上）
・事務パート職員をローテーションにより配置

（３）類似施設の管理実績について

①子育て支援室おおぶっこ広場　平成２１年６月開所
②キッズハウスひなたぼっこ
・病児・病後児保育事業　平成２１年１０月開所
・認可外保育施設　平成２２年１０月開所
③キッズハウスひなたぼっこSmile
・認可外保育施設　平成２８年４月開所
④東山こども幸齢者交流センター　令和４年４月～

５．職員配置について

（１）職員の体制について（役職、資格及び人数、実務経験等）

施設管理責任者　　特定非営利活動法人みらいっこ　理事長　藤根由紀子
館長　　教員資格（常勤）経験年数　５年以上　１名
館長補佐　　保育士（常勤）　２名
体力増進指導員　２名（うち１名は子育て家庭支援員と兼務）
子育て家庭支援員　１名
こども家庭相談員　１名
児童厚生員　２名（うち１名はこども家庭相談員と兼務）
事務員　２名（うち１名は児童厚生員と兼務）

（2）勤務体制について

管理者		管理事務週３時間程度
館長	常勤	平日８時間労働（休憩１時間含まず） 土曜又は日曜勤務を含んで週５日間
館長補佐 児童厚生員 子育て家庭支援員	常勤	平日８時間労働（休憩１時間含まず） 土曜又は日曜勤務を含んで週５日間
館長補佐 児童厚生員	常勤	平日６時間労働（休憩１時間含まず） 土曜又は日曜勤務を含んで週４日間
児童厚生員 こども家庭相談員	パート１	平日３時間労働 週３日間
こども家庭相談員	パート２	週２回４時間程度
子育て家庭支援員 （教育育成員）	パート３	週３回４時間程度
子育て家庭支援員 体力増進指導員	パート４	週２回４時間程度
体力増進指導員 （高齢者支援員）	パート５	週３回４時間程度
児童厚生員 （教育育成員）	パート６	週２回４時間程度 土曜又は日曜勤務あり
事務員 （高齢者支援員）	パート７	週２回４時間程度
事務員 児童厚生員	パート８	週３回４時間程度 土曜又は日曜勤務あり

大府市立東山こども幸齢者交流センター　審査結果

※満点800点／基準点480点（6割）

	審 査 基 準	評点	基準点	評価点 みらいっこ
1	**利用者の平等利用が確保されること。**			
	(1) 平等利用及び適格性の確保	40	24	34
	① 申込方法等について利用者の平等利用が図られているか。			
	② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。			
	③ 指定管理者応募者に市長、議員その他特別職の家族等が役員等となっていないか。			
	小計	40	24	34
2	**指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。**			
	(1) 設置目的及び運営の方向性との適合性	80	48	64
	① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。			
	② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。			
	③ 事業計画は、目標（指標）が達成できると見込まれるものであるか。			
	(2) サービス向上	240	144	197
	① 施設の利用促進、利用者の増加に向けた事業計画であるか。			
	② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。			
	③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。			
	④ 他の社会資源やサービスとの連携や協力がとれる仕組みとなっているか。			
	⑤ 必須事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。			
	⑥ 提案事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。			
	(3) 収支計画	40	24	28
	① 収入・支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算根拠や方法は適当であるか。			
	② 事業計画との整合性は図られているか。			
	③ 事業計画を実行するための、必要な経費がすべて計上されているか。			
	(4) 施設管理	80	48	62
	① 管理区域、業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。			
	② 管理業務を行うため、必要な職員体制（現場責任者・指揮系統等）や配置人員（有資格者の配置、人数等）は適切であるか。			
	③ 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。			
	④ 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。			
	⑤ 利用者の立場で利用への配慮はされているか。			
	(5) 安全対策（リスクマネジメント）	80	48	61
	① 利用者の安全対策は適切に示されているか。			
	② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持、情報公開への取組は適切に示されているか。			
	(6) 研修計画	40	24	28
	① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。			
	② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。			
	③ 個人情報の保護、秘密保持についての研修が確保されているか。			
	小計	560	336	440
3	**指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。**			
	(1) 物的能力	40	24	29
	① 団体の経営状況は良好か。（過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。）			
	② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。			
	③ 必要な資機材を確保しているか、または確保できる見込みがあるか。			
	(2) 人的能力	40	24	32
	① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。			
	② 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。			
	③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業を取り組む体制があるか。			
	(3) 類似施設の管理実績	40	24	40
	① 類似施設の管理実績があるか。			
	小計	120	72	101
4	**その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。**			
	(1) 見積金額	40	24	24
	① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。			
	② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。			
	(2) 事業所の所在地	40	24	40
	① 経営主体が大府市内もしくは近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下のもと指導できる体制か。			
	小計	80	48	64
加点	① 健康経営優良法人認定（当該年度）	0	0	0
	② 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証（あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等）	0	0	0
	小計	0	0	0
	合計	800	480	639

議案第７７号関係

ＮＰＯ法人ミューぷらん・おおぶの概要

団体の名称	ＮＰＯ法人ミューぷらん・おおぶ
所在地	大府市吉川町六丁目３２番地
代表者	理事長　平井　昭三
設立年月日	平成２０年４月２３日
設立目的	広く市民に対して、男女共同参画社会の推進に関する事業等を行い、男女共同参画に係る問題の改善や解決を図る。そして、一人ひとりの意識の向上と、男女がいきいきと輝き、健康で暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。
活動（事業）の種類	次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 １　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 次に掲げる事業を行う。 １　特定非営利活動に係る事業 （１）講座企画運営事業 （２）男女共同参画に関する意識啓発事業 （３）男女共同参画支援事業 （４）施設管理運営事業 ２　その他の事業 （１）バザー事業
役員及び職員	１　理事　８名（うち理事長１名、副理事長１名） ２　監事　２名 ３　職員　９名（うち常勤職員３名、非常勤職員６名） ４　女性問題相談員　６名（うち専門相談員２名、電話相談員４名）

大府市石ヶ瀬会館の
管理運営に関する
事　業　計　画　書（抜粋）

１．指定管理期間内の施設の管理運営の方針

自分らしく生きる男女共同参画社会の実現を目指し、その推進を図るとともに、市民の積極的な交流や高齢者の生きがいづくりを支援する拠点として管理運営を行います。管理運営にあたっては、公の施設としての使命を常に念頭に置き、公平・公正な施設運営に努めるとともに、利用者一人ひとりに寄り添った親切・丁寧なサービスを提供します。

また、講座などの学習機会の提供、女性相談事業等の相談支援、市民交流の促進を通じて、市民にとって「学びの場」「つながりの場」「相談の場」となる施設を目指します。さらに、多様な価値観や生き方を尊重し、誰もが安心して利用できる環境づくりを進めることで、幅広い市民の男女共同参画への理解と実践を促進し、地域に根差した施設運営を行います。

そのために、利用者会議や利用時に提出していただくチェックシートやアンケート、意見箱により､利用者の声を積極的に収集し、施設運営やサービスの改善に迅速に反映させていきます。

また、図書コーナーやロビーなどの交流スペースを活用し、こどもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる地域に根ざしたふれあいの場を提供するとともに、利用しやすく快適な施設環境づくりを進めます。地域住民との連携を図り、地域の活動に協力し、講座やイベント事業では、新たな利用者の獲得と継続的な利用につなげ、地域コミュニティの活性化に貢献します。

２．住民が平等に施設を利用できるための基本的な考え方

施設の利用に当たっては、公平かつ適正な運営を基本とし、利用者によって有利・不利が生じることのないよう､公平性･透明性を確保した受付･利用調整を行います。部屋利用の申請については、前月１日午前９時30分の受付で、利用希望が重複した場合は、抽選により利用者を決定します。

受付方法や利用状況については、館内掲示等を活用し、利用者へ適切に周知するとともに、誰もが安心して申請できる環境づくりに努めます。今後も、公平・公正な施設利用を徹底し、利用者にとって分かりやすく透明性の高い運営を行います。

３．施設の効果（設置目的）を最大限に発揮するための考え方

(１)設置目的及び運営の方向性との適合性について

おおぶ男女共同参画プランⅥの施策に基づいて企画及び運営を行います。

①男女共同参画の拠点施設として講座及び活動の充実を図ります。

ア　仕事と家庭の両立支援講座
イ　女性の活躍推進・キャリア形成講座
ウ　男性及び多様な主体の家事・育児・介護等への参画促進講座
エ　多様な生き方と人権を尊重する啓発講座
オ　生涯を通じた健康づくり・性に関する知識講座
カ　政治分野における男女共同参画推進講座
キ　若年層の関心を高める啓発活動及び講座

②男女共同参画支援事業として、女性の悩みごと相談及びＤＶ被害者の保護・支援を行います。

相談内容	日程	時間	定員	相談員	備考
電話相談	火～金	10:00 ～16:00	－	毎年１回以上ＤＶ研修を受けた者	
専門相談員による面接相談	毎月 ２回以上	10:00 ～16:30	１日 ５名	当法人の規定により認定された者	【予約制】 １人 50 分以内 緊急性に応じ適宜対応
弁護士による法律相談	奇数月 第２水曜日	13:30 ～16:40	１日 ４名	弁護士	【予約制】 １人 40 分以内
オンライン相談	随時	随時	－	専門相談員	メール相談に関しては後日回答
その他	ＤＶ被害者の保護及び支援（同行等）、市役所等での出張相談 ＤＶに関する会議へ参加、相談員の育成、専門家による研修				

③館内に設置してある大府市男女共同参画情報コーナーでの図書の貸出しやインフォメーションで男女共同参画に関する情報の提供を行い、男女共同参画意識を高める啓発に努めます。

④行政・教育機関・地域団体・企業との多角的な連携を深め、関心の薄い層へのアプローチ啓発活動を推進します。

⑤以下の事業に取り組むことにより、男女共同参画の推進及び地域活性に努めます。

事業	内容
全国運動促進事業〈継続〉	６月の「男女共同参画週間」、11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」と連携し、６月はカラフルウィーク、11 月はＤＶシンポジウムと題し講演会や地域住民参加型啓発イベントを開催します。
地域連携事業〈継続〉	地域活動や各種行事（福祉健康フェア、シティマラソン等）へ積極的に参画し、会館利用者と地域社会との連携を推進します。また、主催講座等に地域行事を連動・組み込むことで、参加者の地域活動への関心を高め、持続可能な地域社会の活性化に努めます。
若年層支援事業〈新規〉	空き部屋を自習室として開放し、若者の居場所づくりを推進します。あわせて、市内の学校等との連携を強化し、主催講座への参加やボランティア活動への呼びかけ等、若い世代における男女共同参画への理解と実践を促進します。至学館大学との人間力総合演習も引き続き行います。
リーダー育成事業〈新規〉	講座の受講生や修了生が地域社会で主体的に活躍できるよう、自主事業の企画・運営等の実践的な機会を通じて、地域を牽引するリーダー人材を育成します。

⑥提案事業（ＮＰＯ法人ミューぷらん・おおぶ主催事業）として次の事業を実施します。

講座名	対象	内容
健康体操	一般	健康づくりのための体操教室
男性の生活自立のための講座	男性	男性の料理を通した自立の促進と仲間づくり
地域連携啓発事業	一般	寿大学や婦人会等、地域での男女共同参画啓発講座
会員交流・地域活性事業 チーム・みんなで・やろまい（Ｔ・Ｍ・Ｙ）	会員 一般	会員が講師になり得意を活かす講座開催と交流促進

（２）サービス向上の方策について

①情報発信・理解促進と集客強化

ア　掲示板を活用した最新ニュース（新聞記事等）や「受講者の声・成果」の可視化に加え、窓口でのターゲット別チラシ配架と丁寧な案内により、男女共同参画への理解促進と新規参加者の獲得を図ります。

イ　デジタル広報（SNS）の推進として LINE・Instagram・Facebook等を効果的に運用し、若年層や子育て世代を含む幅広い市民へタイムリーかつ魅力的な情報発信を行います。

ウ　施設稼働率の向上として NPO法人独自の魅力的なイベントや企画をPRして新規来館者を呼び込むとともに、利用率の低い部屋の空き状況を可視化・周知し、施設全体の利用増を図ります。

②利用者ニーズの把握と施設運営への反映

ア　利用者会議の定期開催、アンケート調査、館内ご意見箱及びチェックシートの活用により「利用者の声」を多角的に収集・分析し、利用者の視点に立ったサービス改善・施設運営を実施します。

イ　快適な利用環境の整備として、性別や年齢を問わず誰もが心地よく利用できるよう、ロビーや図書コーナーなどの共用スペースの環境整備と利便性向上に努めます。

③接遇向上・人材育成・安全管理

ア　接遇強化として、常勤・パート等の雇用形態を問わず全スタッフへの定期的な研修を実施し、ホスピタリティあふれる親切・丁寧・迅速な窓口対応を徹底します。

イ　安全な運営体制のため、感染症対策や防犯・防災等に対応した適切な人員配置を行い、利用者が安心して利用できる施設運営を確保します。

④専門的相談支援と関係機関連携

ア　女性問題相談員の研修受講等による資質・専門性の向上を図り、相談者に親身に寄り添うとともに、行政・関係機関と緊密に連携した適切な支援を実施します。

⑤バリアフリー・多様な利用者配慮・地域連携

ア　利用者の立場に立った配慮を徹底し、障がい者への筆談対応、車いすの常設、こども向け施設見学・職業体験の受入れを実施します。また、PC操作や印刷機器利用の丁寧な作業補助を通じ、誰もが利用しやすい体制を整えます。

イ　地域社会と協働し、石ヶ瀬会館で開催される地域行事や催しに積極的に協力し、地域コミュニティの核としてスムーズな運営を支援します。

(３)収支計画について

①指定管理者の業務の実施に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して実施します。

②収支に関する帳票及び証拠書類等の記録を整備・保管します。

(４)施設管理について

①最適な人員配置による経営効率化とサービスクオリティの向上を追求するとともに、安全・環境・地域・配慮の４つの視点から質の高い施設管理を実践します。

ア　事故・異常発生時の迅速な危機管理体制の構築、館内での事故や設備の異常発生時には、迅速な初期対応と連絡体制を徹底し、利用者及びスタッフの安全を最優先に確保します。

イ　定期点検による安定稼働と施設長寿命化、空調設備や各種建築設備の定期点検・メンテナンスを計画的に実施し、安全で快適な施設稼働と維持管理コストの最適化を図ります。

ウ　「エコプランおおぶ」に基づく脱炭素・省エネ推進のため、グリーンカーテンの導入やこまめなエネルギー管理等の環境配慮行動を徹底し、環境負荷低減に寄与します。

エ　周辺環境への配慮と衛生・安全の徹底、敷地内及び周辺の清掃・衛生管理を徹底し、イベント等の実施時には騒音対策を講じるなど、近隣住民への配慮と相互理解を深めます。

(５)安全対策(リスクマネジメント)について

①施設全体の安全・安心を担保するため、マニュアルの整備・更新を基盤とした総合的なリスクマネジメントを実践します。

ア　事故・異常発生時の即応体制と定期的な職員研修を実施し、利用者の安全と快適な施設稼働を維持します。

イ　「利用者会議」等を通じた避難経路の確認や参加型防災訓練を行い、利用者自身の防災・防犯意識を高めます。

ウ　感染症対策では、最新の状況に応じた「利用ルール（衛生ガイドライン)」を周知・徹底し、安心して利用できる環境を保ちます。

エ　事故防止・防災・衛生等に関する各種マニュアルを定期的に見直し、常に最適な運用体制へ更新します。

オ　個人情報保護として、ガイドライン・各種マニュアルに則り、収集・管理・廃棄に至るまで個人情報の厳格な取り扱いを徹底します。

(６)研修計画について

施設管理研修、個人情報取扱研修、接遇研修、防火管理者講習受講、防災訓練（火災・地震）を行います。

４．業務の実施に関する計画についての考え方

(１)物的能力について

当法人がこれまでに培ってきた経営実績とNPO法人としての専門性を最大限に活かし、指定管理料の範囲内で安定的かつ効果的な事業推進・施設運営を行います。また、大府市の方針や法令を厳格に遵守し、持続可能な運営体制を確立します。

①安定的な財務基盤と計画的経営

ア　これまでの運用実績に基づき、指定管理料の範囲内で効率的な予算執行と計画的な事業推進を行い、安定した経営基盤を継続します。

イ　資機材の計画的管理として、既存の資機材を有効活用して経費を削減しつつ、更新や新規導入については優先順位を定めて計画的に確保・整備します。

②NPO法人としての専門性と独自事業の推進

ア　男女共同参画推進NPO法人として専門性を生かしたサポートと、知識とノウハウを結集し、質の高いサービス体制を構築します。

イ　重点施策の展開として、 SDGs目標５「ジェンダー平等を実現しよう」の推進に向け、当法人の「５ヵ年計画（重点取り組み４本柱)」を着実に実行し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発・理解促進に努めます。

ウ　外部専門機関との連携強化や民間シェルター等との密接な連携を図り、DV被害者支援をはじめとする配慮を要する相談者へのサポート体制を強化します。

③情報発信及び広報基盤の充実

ア　Web・公式情報の適切な運用を心がけ、石ヶ瀬会館のホームページを適正に管理・維持し、常に最新で分かりやすい情報をタイムリーに更新・発信します。

④コンプライアンス・環境配慮・各種規定の遵守

ア　個人情報保護法を厳格に遵守し、職員研修を継続的に実施することで個人の権利利益の保護と管理体制の周知徹底を図ります。

イ　「大府市情報セキュリティ対策基準」に即した運用を徹底し、情報資産の安全管理と漏洩防止に万全を期します。

ウ　省資源・省エネルギーを意識した持続可能で環境に優しい施設管理・運営を行います。

（２）人的能力について

①17年にわたる石ヶ瀬会館の指定管理者として培ってきた運営ノウハウを生かし、実務経験と地域特性を熟知した職員の配置により、より利用者の視点に立った質の高い会館運営を行います。

②責任ある管理体制と時代のニーズに応える人材の確保、管理責任者を配置して会館の利用促進と諸課題への迅速な対処を図るとともに、労働関係法令を遵守します。多様化する市民サービスやDX化に柔軟に対応できる職員を適正に配置し、適切な管理指導の下でサービス向上を実現します。

③利用者からの要望や苦情に対する対応体制と責任範囲を明確化します。現場職員が利用者の声を真摯に聞き取り、迅速な共有と徹底した改善行動につなげる組織的な人的対応力を強化します。

④女性問題相談員の専門性向上と持続的な育成体制を構築し、相談者の多様な課題に対応するため、相談員の資質維持・向上に向けた専門研修を計画的に実施します。最新の知見や相談スキルを身につけた相談員を育成・配置し、信頼性の高い支援体制を継続します。

⑤職員一人ひとりが施設の設置目的や管理規範を理解し、日々の受付・貸館・事業運営業務を正確かつ円滑に遂行できるスキルと意識を維持・強化します。

⑥施設及び設備の適切な維持管理を行うため、職員に対する保全・安全管理研修を徹底します。日々の点検や異常発生時の迅速な初期対応ができるよう、職員の危機管理・保全能力を高めます。

⑦チームワーク構築と職場環境改善による組織力強化のため、年２回以上の職員研修において活発な意見交換を行い、業務の効率化や働きやすい環境づくりに努めます。

職員の定着と意欲向上を図ることで、組織全体のノウハウ継承と安定を図ります。

⑧男女共同参画や女性活躍推進、DX活用（SNS発信・オンライン講座運用など）に関する各種講座や外部研修へ職員が積極的に参加します。習得したスキルを最新の意識啓発事業や情報発信に直接還元し、時代の変化に即した事業展開を推進します。

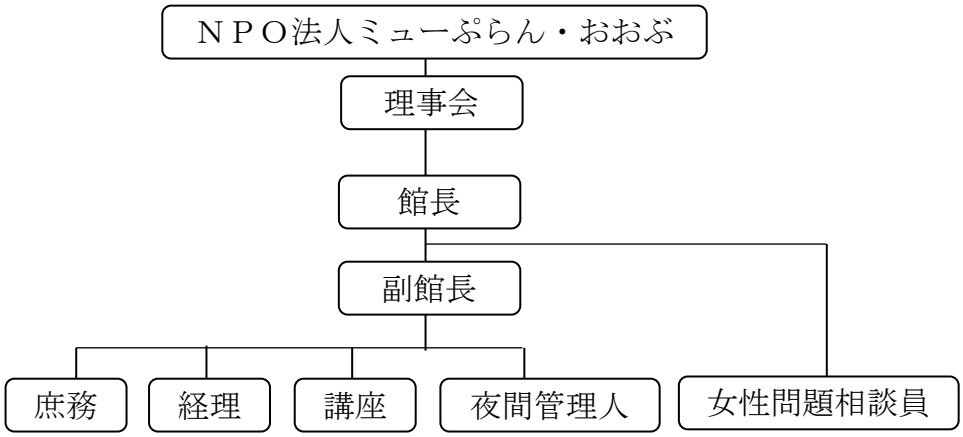
（３）類似施設の管理実績について

これまで培ってきた管理・運営ノウハウと豊富な実務経験を有する職員を中心として、平成21年度の指定管理者制度導入以来、地域に寄り添った質の高い業務運営に努めてまいりました。 特に女性相談業務等においては、市（ふれ愛サポートセンタースピカ、保健センター等）をはじめとする関係機関との緊密な連携体制を継続的に構築しており、今後もさらなる支援体制の強化に取り組んでまいります。

５．職員配置について

（１）職員の体制について（役職、資格及び人数等）

・館長　　１名（総括　相談員兼務）
・副館長　　２名（館長補佐　講座担当１名　講座・相談担当１名）
・職員　６名（庶務１名　経理１名　講座・相談担当１名　夜間管理人３名）
・女性問題相談員　　６名（館長・副館長・パート職員を除く。）



（２）勤務体制について

・管理責任者　館長
・９時から17時までは職員を最低２名勤務します。ただし、17時から21時までは最低１名で勤務します。
①館長　　正職員（週５日勤務　年間 240 日）１名
②副館長　　正職員（週５日勤務　年間 240 日）２名
③職員　　パート職員　３名
・月17日勤務
・平日５時間以内（９時～15時（１時間休憩有）又は12時～17時の勤務）
・土・日・祝祭日　７時間以内（９時～17時（１時間休憩有）の勤務）
④夜間管理人　パート職員　３名（ローテーションによる勤務）
・休館日を除く毎日　17 時から 21 時まで勤務
・土日及び祝祭日の年間60日間　９時から17時（１時間休憩有）までの勤務

⑤女性問題相談員　（ローテーションによる勤務）

・専門相談員（面接・電話・メール対応）２名　電話相談員４名
・火曜日～金曜日の10時から16時30分（１時間休憩有）まで最低１名を配置
・相談時間は10時から16時まで
・緊急の面接については随時対応します。
・市の要請に応じて市役所等での出張相談を行います。

大府市石ヶ瀬会館　審査結果

※満点500点／基準点300点（6割）

	審査基準	評点	基準点	評価点 ミューぷらん・おおぶ
1	**利用者の平等利用が確保されること。**			
	（1）平等利用及び適格性の確保 ① 申込方法等について市民の平等利用が図られているか。 ② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。 ③ 市長、議員その他の特別職又はその家族等が指定管理者応募者の役員等となっていないか。	25	15	24
	小計	25	15	24
2	**指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。**			
	（1）設置目的及び運営の方向性との適合性 ① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。 ② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。 ③ 事業計画は、目標（指標）が達成できると見込まれるものであるか。	50	30	44
	（2）サービス向上 ① 施設の利用促進、利用者の増加に向けた事業計画であるか。 ② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。 ③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。 ④ 必須事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。 ⑤ 提案事業の内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。	150	90	122
	（3）収支計画 ① 収入・支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算の根拠や方法は適当であるか。 ② 事業計画との整合性は図られているか。 ③ 事業計画を実行するための必要な経費がすべて計上されているか。	25	15	20
	（4）施設管理 ① 管理区域、業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。 ② 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。 ③ 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。 ④ 利用者の立場で利用への配慮はされているか。	25	15	23
	（5）安全対策（リスクマネジメント） ① 利用者の安全対策は適切に示されているか。 ② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。 ③ 個人情報の保護、秘密保持及び情報公開への取組は適切に示されているか。	50	30	44
	（6）研修計画 ① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。 ② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。 ③ 個人情報の保護及び秘密保持についての研修が確保されているか。	25	15	21
	小計	325	195	274
3	**指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。**			
	（1）物的能力 ① 団体の経営状況は良好か。（過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。） ② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。 ③ 必要な資機材を確保しているか、又は確保できる見込みがあるか。	25	15	19
	（2）人的能力 ① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。 ② 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。 ③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業を取り組む体制があるか。	50	30	40
	（3）類似施設の管理実績 ① 類似施設の管理実績があるか。	25	15	25
	小計	100	60	84
4	**その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。**			
	（1）見積金額 ① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。 ② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。	25	15	15
	（2）事業所の所在地 ① 経営主体が大府市内もしくは近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下で指導できる体制か。	25	15	25
	小計	50	30	40
	総合評価	500	300	422

	加点項目	配点		加点
加点	① 健康経営優良法人認定（当該年度）	5		0
	② 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証（あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等）	15		15
	小計	20		15
	合計	520	300	437